糸満市の『財政』

令和４年度版

総務部財政課

目　　次

<財政とは> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

<予　算>
1　税金の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
2　予算ができるまで・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
3　令和４年度予算の規模・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
（1）歳入の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
（2）歳出の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
（3）一人当たりの市税負担額 ・・・・・・・・・・・・・・・ 8
（4）一人当たりの歳出予算額 ・・・・・・・・・・・・・・・ 8

<決　算>
1　決算の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
2　決算統計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
3　普通会計と公営企業会計・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

<令和３年度の決算状況>
1　決算規模・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
2　歳入決算の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
3　歳出決算の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
4　糸満市の家計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
5　市債と公債費率等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
6　基金の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
7　経常収支比率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

『財　政』とは

財政とは、市民のみなさんが納める税金や市債（借金）等による収入手段を組み合わせて資金を調達し、これを元に福祉や教育などのサービスや道路・下水道等の整備など生活の基本となるものを整備するために行う国や地方公共団体の経済活動のことです。

本冊子では、糸満市の財政について、「予算」（収入 ・ 支出の計画）と 「決算」（予算を使った結果）の項目に分けて説明していきます。

＜ 予 算 ＞

1　税金の流れ

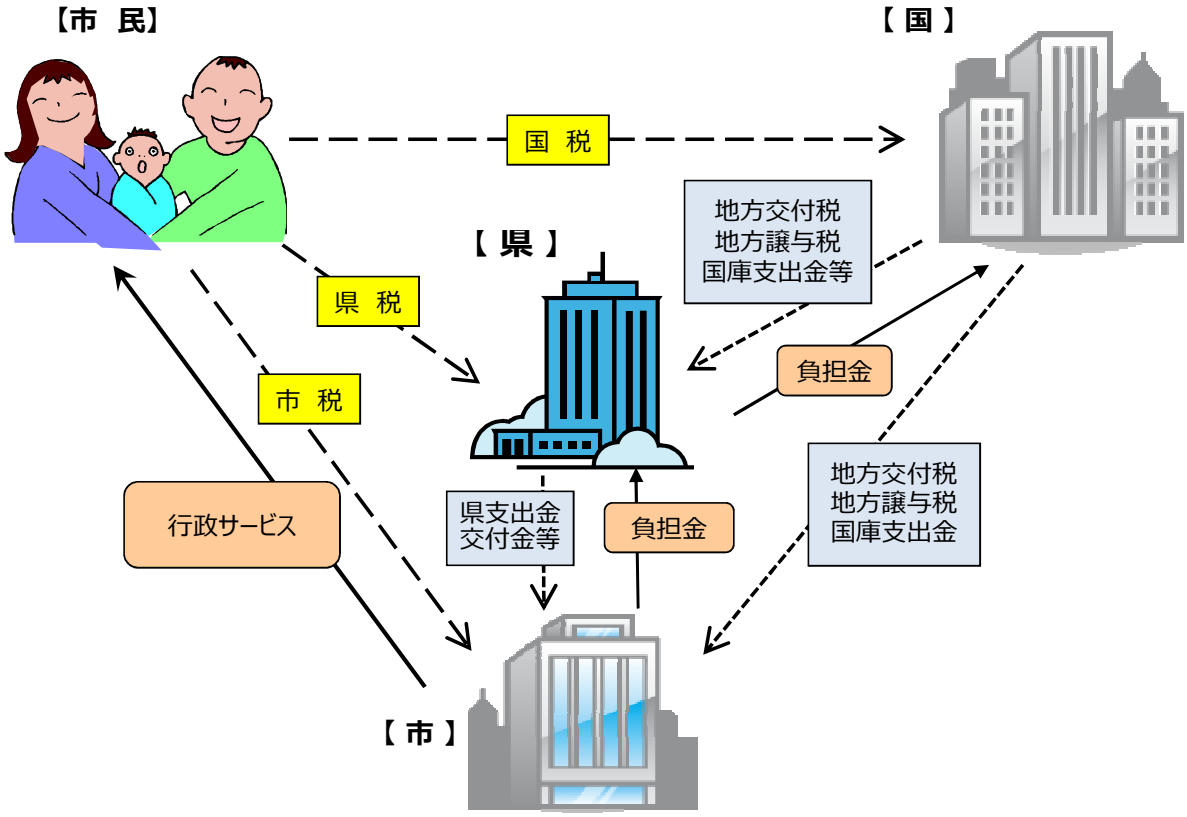

☆豆知識
国税の主なもの：所得税、法人税、相続税、消費税、酒税、たばこ税等
県税の主なもの：県民税（個人・法人）、事業税（個人・法人）、地方消費税、自動車税、不動産取得税、ゴルフ場利用税等
市税の主なもの：市民税（個人・法人）、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、鉱産税等
国 庫 支 出 金：一般に国が特定の事業を行うために交付する給付金のことをいいます。

◎　国、県及び市町村は活動を行うため、毎年度、予算を決定します。
予算とは一会計年度 (4月1日～翌年3月31日まで) における **収入・支出の見積り（ 計画 ）** で、市においては市長が予算(案)を作成し、主権者(市民)代表である議会の議決によって成立します。予算は目的に応じて区分され、本市においては「一般会計」、「特別会計」及び「企業会計」にそれぞれ編成されます。

■　用語解説　■
一般会計 ・・・ 地方公共団体の基本的な経費を中心とした会計です。 例えば 福祉、教育、土木、農林水産、消防などを一般会計に計上しています。
特別会計 ・・・ 特定の事業を行うため、 一般会計と区別して処理する会計をいいます。 本市では「人材育成事業」、「国民健康保険事業」、「介護保険事業」、「糸満漁港ふれあい公園事業」「土地区画整理事業」、「後期高齢者医療保険事業」及び「農業集落排水事業」の7つの特別会計があります。
企業会計 ・・・ 一般的には株式会社等の民間企業における会計のことですが、ここでは市が地域住民や企業等にサービスを提供することを目的として、市が経営する事業の経理を行う会計のことで、本市では「水道事業会計」及び「下水道事業会計」の２つの企業会計があります。事業の経費は 受益者負担 が原則となっています。

2　予算ができるまで

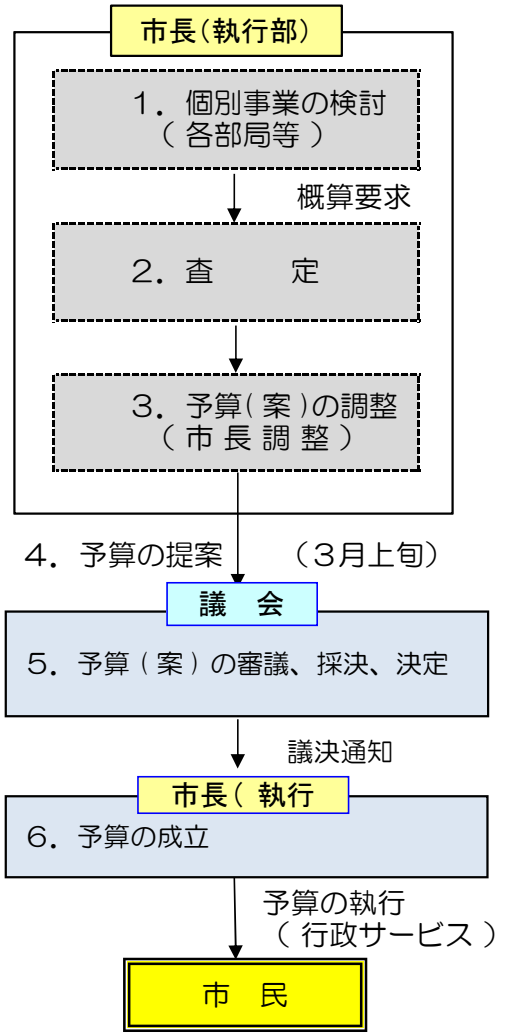

各部局で予算編成方針に基づいて個々の事業の熟度・優先度等を勘案し、概算予算要求を取りまとめます。
（11月下旬）

あらゆる角度から要求の内容を検討し、査定を行います。
（12月上旬 ～ 1月下旬）

重要事項・政策的経費等を中心に市長と調整し、予算 (案) を作成します。
（2月下旬）

議会は予算 (案) を審議・採決した後、予算を決定し、その旨を市長に通知します。
（3月下旬）

議会の議決を経て予算が成立します。

成立した予算は各部局へ配当し執行されます。
（ 新年度4月1日から ）

3　令和４年度予算の規模

令和４年度における糸満市の当初予算規模は、一般会計 ・ 特別会計 ・ 企業会計を合算して477億7,491万5千円で前年度と比較して 0.9% の増加となっています。

単位：千円、％

	令和4年度 当初予算額	令和3年度 当初予算額	比較増減額	伸び率
一　般　会　計	29,743,589	29,115,705	627,884	2.2
特　別　会　計	13,893,707	13,444,266	449,441	3.3
企　業　会　計	4,137,619	4,810,799	△ 673,180	△ 14.0
合　　計	47,774,915	47,370,770	404,145	0.9

（１）歳入の状況

本市の歳入状況を収入の ”方法” と収入の ”使途” の2つの視点から、内訳をグラフ化して見てみましょう。

まず、収入の方法で区分した一般会計歳入予算を見てみましょう。
収入の方法別では、大きく「自主財源」と「依存財源」の2つに区分されます。

○自主財源： 市が自力調達できる収入で 「市税」、「繰入金」、「諸収入」、「使用料及び手数料」、「分担金及び負担金」等があります。
○依存財源： 国や県など他の組織にたよる収入で、法令等で定めれた額が交付されたり、国や県の予算から市へ割り当てられます。「地方交付税」、「国庫支出金」、「県支出金」、「市債」等があります。

市が自主的に調達できる自主財源は、行政活動の 自主性 と 安定性 の尺度となりますので、その比率が高いほど市にとって好ましいといえます。
では、「自主財源」と「依存財源」の割合を見てみましょう。
令和４年度の自主財源比率は、29.8% で前年度 27.7% と比較して 2.1ポイント高くなっております。まだ依存財源の割合が高く、今後さらなる自主財源の増加が求められています。

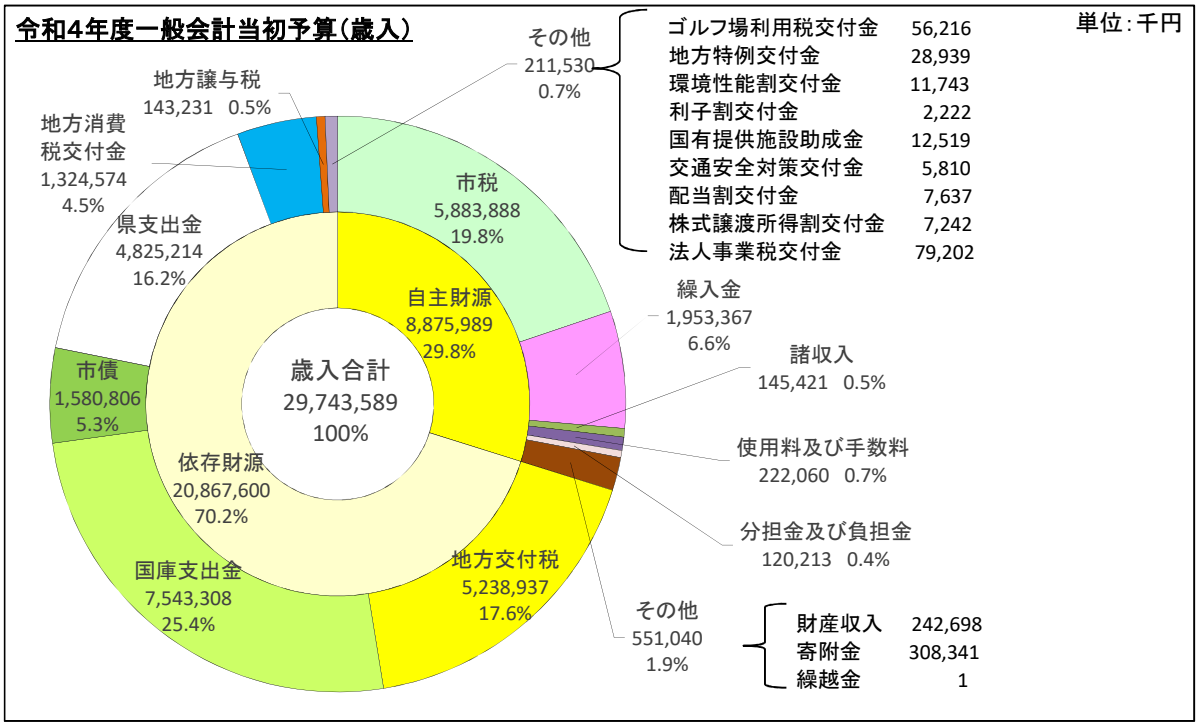

■ 用語解説 ■
○ 市 債 ：市が特定事業の支出に充てるための、一会計年度を越える長期借入金 のことをいいます。

☆豆知識 ＜なぜ、市債（借金）をするのか？＞
学校や道路、公園など大型施設を建設する場合、１年度で多額の費用が必要となりますが、その費用をその年度内の収入でまかなうことは難しいため、資金を調達する必要性と複数年に渡って負担を平準化することを目的としています。
さらに、負担を平準化することで、「建設する年度の市民」だけの負担ではなく、今後、施設等を使用する「将来の市民」 との公平な負担をしてもらうという目的もあります。

次に、収入の使途で区分した本市の一般会計歳入予算を見てみましょう。

収入の使途別では、使い道が特定されているか、特定されないかで「特定財源」と「一般財源」の２つに区分されます。

○特定財源： 使い道が特定されている財源で「国庫支出金」、「県支出金」、「市債」、「使用料及び手数料」、「分担金及び負担金」等があります。

○一般財源： 使い道が特定されず市の自主的判断で支出できる財源を指し、「地方交付税」、「市税」、「繰入金」、「諸収入」等があります。

※ 一般財源は、市民のニーズに沿った色々な経費に使用できますので、額が多いほど市にとって好ましいといえます。

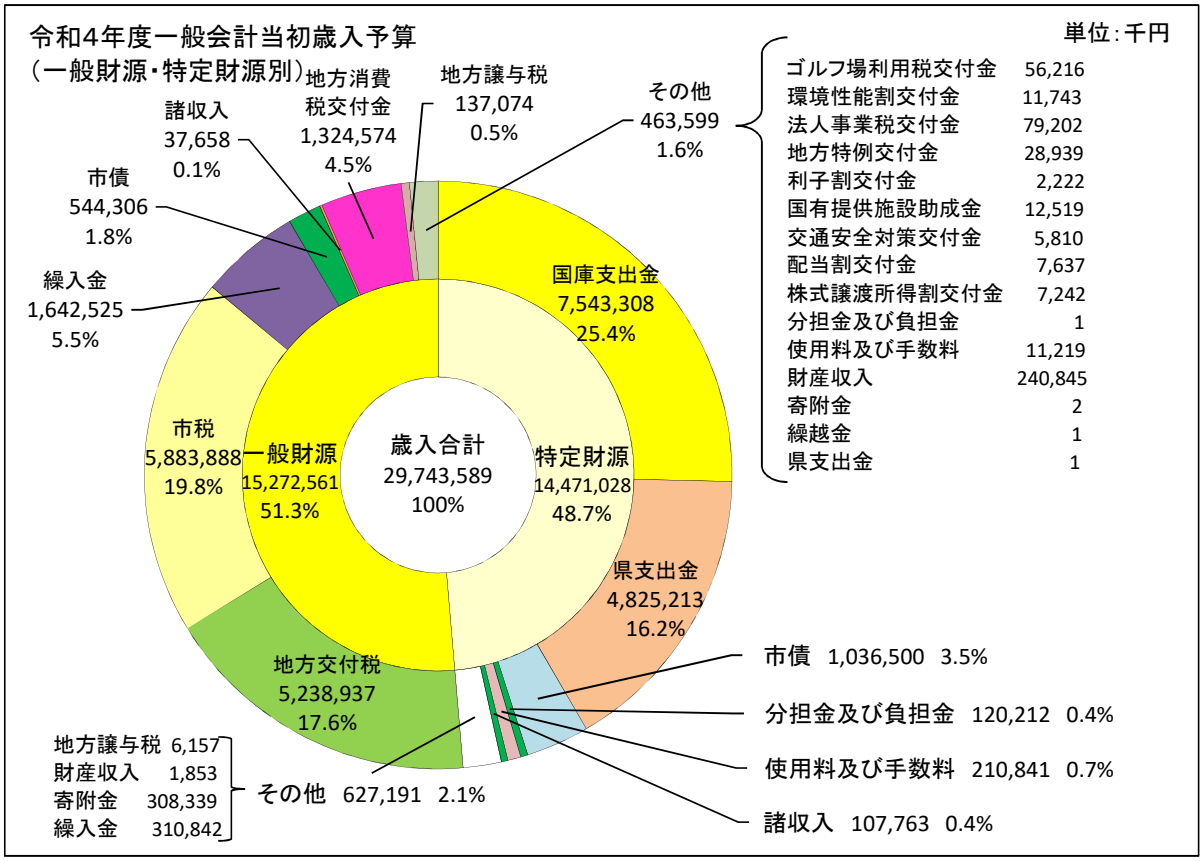

☆豆知識

市の重要な財源となる「市税」について

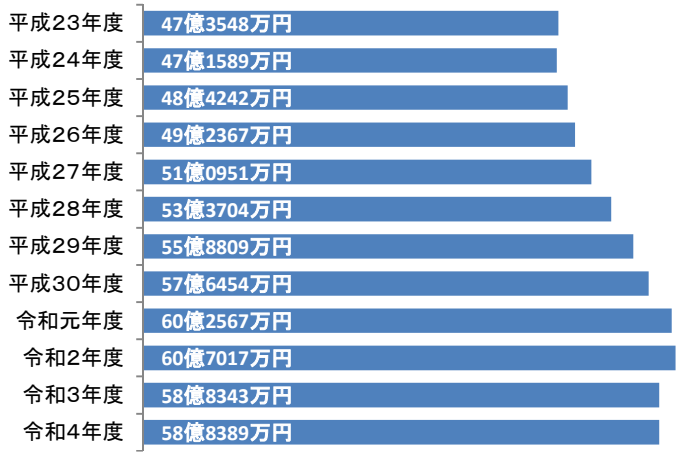

左の図は、市税の収入額を年度ごとに表したグラフです。

※ 令和３年度までは決算額、令和４年度は予算額です。

市税には個人市民税、法人市民税、固定資産税等があり、令和３年度決算は前年度と比較し、1億8674万円減額（3%減）となっています。

市税は一般財源ですので、使い道は特定されませんが、保育、生活保護、ごみ処理、予防接種、学校管理費等さまざまな事業の大切な財源となっています。

（２）歳出の状況

歳出予算は、行政目的による経費を 「目的別歳出」 、その経費の性質によるものを 「性質別歳出」 に分類することができます。

【 目的別歳出予算の状況 】

令和４年度の目的別予算の構成では、民生費が最も大きくなっています。

単位：千円、％

目的別 予算科目	令和４年度 当初予算額	構成比	主な内容
民 生 費	15,431,142	51.9%	生活保護 、児童 ・ 母子福祉 、高齢者 ・ 身障者 ・ 知的障害者の福祉対策 、国保特会への繰出等
総 務 費	3,090,734	10.4%	庁舎の維持管理 、市税の徴収 、住民票等の発行 、選挙等
教 育 費	2,596,723	8.7%	学校 (義務) 教育、社会教育、保健体育、青少年教育、文化財保護等
土 木 費	2,404,655	8.1%	道路 、公園 、街路 、土地区画 、住宅 、河川等
公 債 費	1,919,246	6.5%	市債等の返済
衛 生 費	1,779,463	6.0%	保健衛生 、環境衛生 、公害対策 、母子衛生 、ごみ処理等
農林水産業費	1,442,805	4.9%	農業、畜産業、水産業、土地改良、林業等
消 防 費	597,567	2.0%	消火活動 、救急活動 、その他消防関連活動等
議 会 費	248,365	0.8%	議会運営 、議員報酬等
商 工 費	167,833	0.6%	商工業の振興 、中小企業対策 、観光振興等
災害復旧費	29,000	0.1%	災害による農林水産 、土木施設等の復旧
予 備 費	20,000	0.1%	予備費
労 働 費	16,051	0.1%	シルバー人材センターへの補助 、失業対策等
諸 支 出 金	5	0.0%	普通財産の取得費 、公営企業への貸付等
合 計	29,743,589	100%	

※ 端数処理のため 、構成比は合計欄の数値と一致しない場合があります。

【 性質別歳出予算の状況 】

経費の性質により「義務的経費」、「投資的経費」、「その他の経費」に分類されます。

○義務的経費：支出が義務付けられているもので人件費、扶助費、公債費があります。

1．人件費：議員報酬、各種委員報酬、職員給、嘱託員報酬、各共済費等

2．扶助費：生活保護法や児童福祉法等、法令の規定によって支出が義務付けられている経費

3．公債費：市債等の返済（元利及び利子の償還）に要する経費

○投資的経費：道路、公園、学校等の建設等のように、その経費の支出効果が単年度または短期間で終わらず、固定的な資本の形成・向上に寄与する経費

○その他の経費：義務的経費及び投資的経費以外の総称で、次のようなものがあります。

1．補助費等：特定の事業、研究等を育成・助成するために対価なく支出する経費

2．物 件 費：旅費、光熱水費、備品購入、通信運搬費等業務の遂行に必要な経費

3．貸 付 金：行政目的遂行のため、法令や条例等に基づいて貸し付けるお金

4．繰 出 金：一般会計と特別会計又は特別会計相互間において支出される経費

5．積 立 金：特定の目的のために設けられた基金等に対する経費

6．出 資 金：特定の法人や組合に対して公益の必要性から共同して行う事業、財政援助、投資及び出資の場合に支出する経費

7．維持補修費：市が管理する公共施設等の補修等に支出する経費

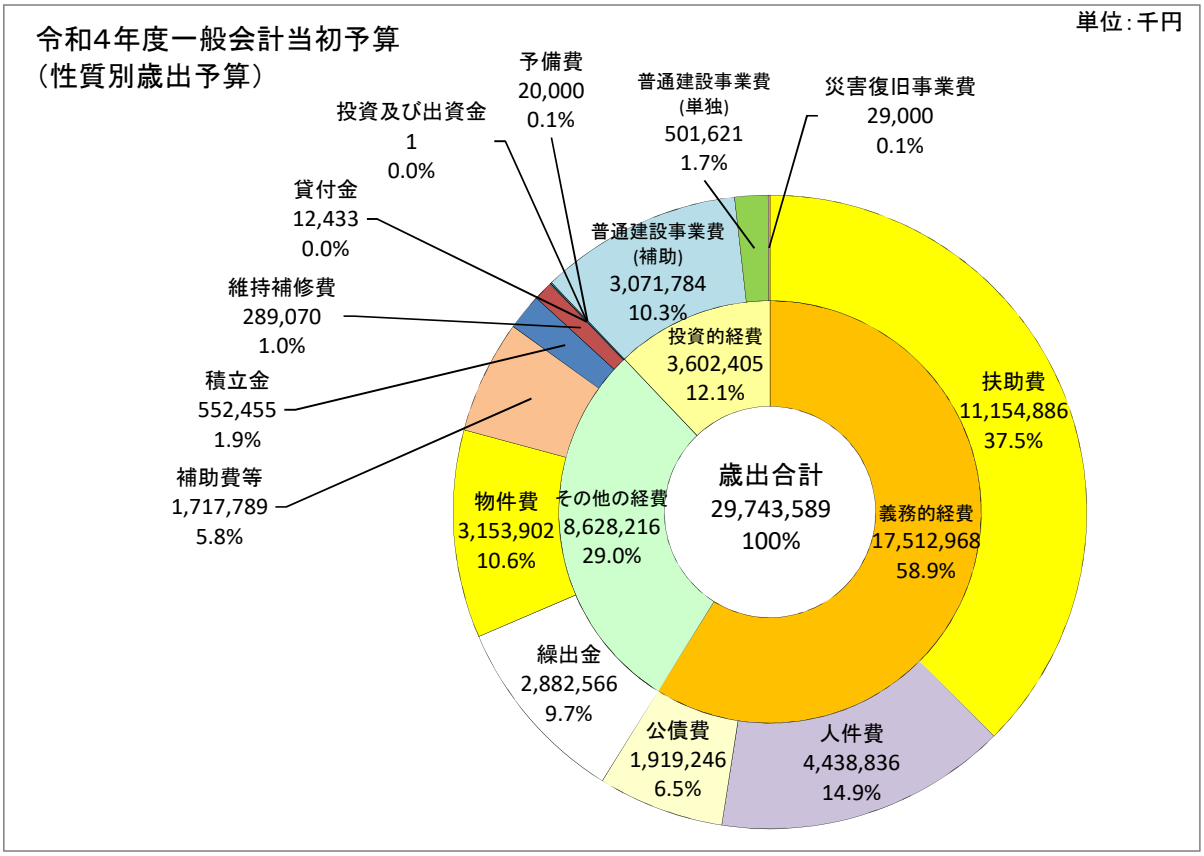

■ 用語解説 ■

○基 金 ： 特定の目的のために資金を積み立てる 「積立基金」、積み立てた資金の運用益で事業を行うことを目的とした「定額運用基金」 など条例等により設置されるもので、本市は17の基金 （ 令和４年３月末時点 ） があります。

歳入歳出予算の状況をみてきましたが、市民一人当たりではどうなっているでしょうか。

（３）市民一人当たりの市税負担額

令和４年度一般会計当初予算の市税は、58億8388万8千円で歳入総額の19.8%を占めています。

右のグラフは、市民一人当の市税負担額がいくらになるかを税ごとに区分したもので合計額は、

※ 令和４年３月３１日現在
住民基本台帳人口：62,126人

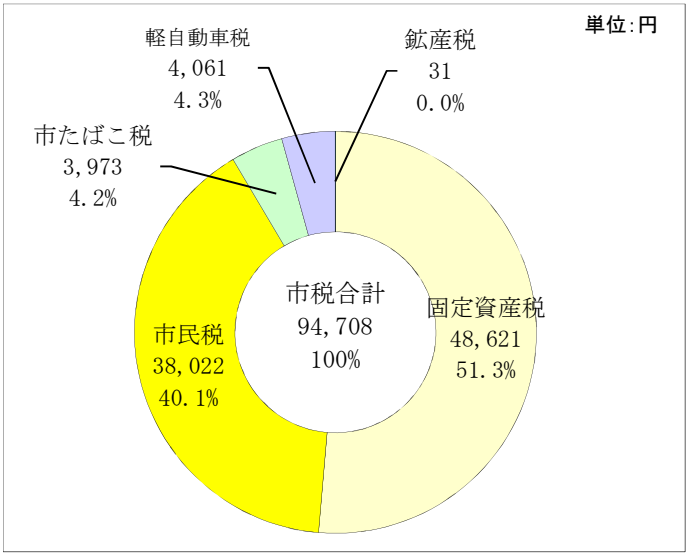

次に一人当たりの歳出予算（ 行政経費 ）を見てみましょう。

（４）市民一人当たりの歳出予算額

令和４年度当初予算額
297億4358万9千円を
市民一人当たりの額にすると
478,763円になります。

一人当たりの市税と歳出を比べると、

94,708円－478,763円＝
△384,055円

の差があります。
この差については、
各施設の使用料や手数料、
国 ・ 県からの支出金などで
まかなわれています。

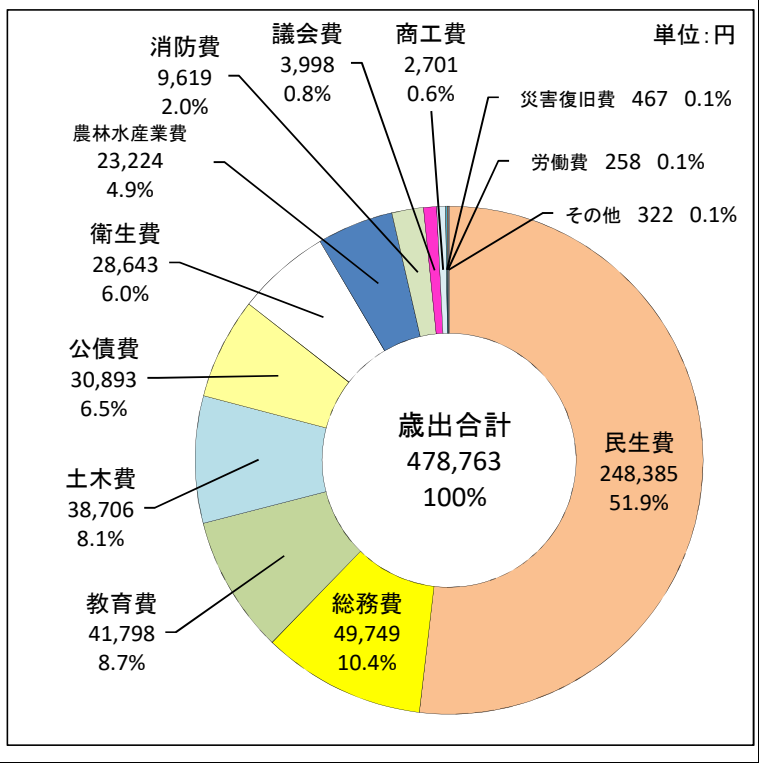

※ 上記（３）・（４）の円グラフ内において、表示桁数以下の端数処理を行っているため、合計 × 割合と金額が一致しない場合があります。

☆豆知識
市税以外の収入の主な内容
- ・使　用　料：市営住宅使用料、公立こども園保育料
- ・手　数　料：ごみ処理手数料、各種証明手数料
- ・負　担　金：法人保育所運営費負担金、基幹水利施設管理事業負担金
- ・国庫支出金：児童福祉費負担金、生活保護等対策費負担金
- ・県支出金　：児童福祉費負担金、沖縄振興特別推進交付金

＜ 決　算 ＞

1　決算の流れ

◎ 決算とは、一会計年度における収入・支出の実績（結果）です。

市の財政活動は、年度の開始前に作成した当初予算及び年度途中の不測の事態等に対応するために見直しを行う補正予算の範囲で行われており、一会計年度中の財政活動の結果を取りまとめて、報告書（決算書）を作成し、市民へ公表しています

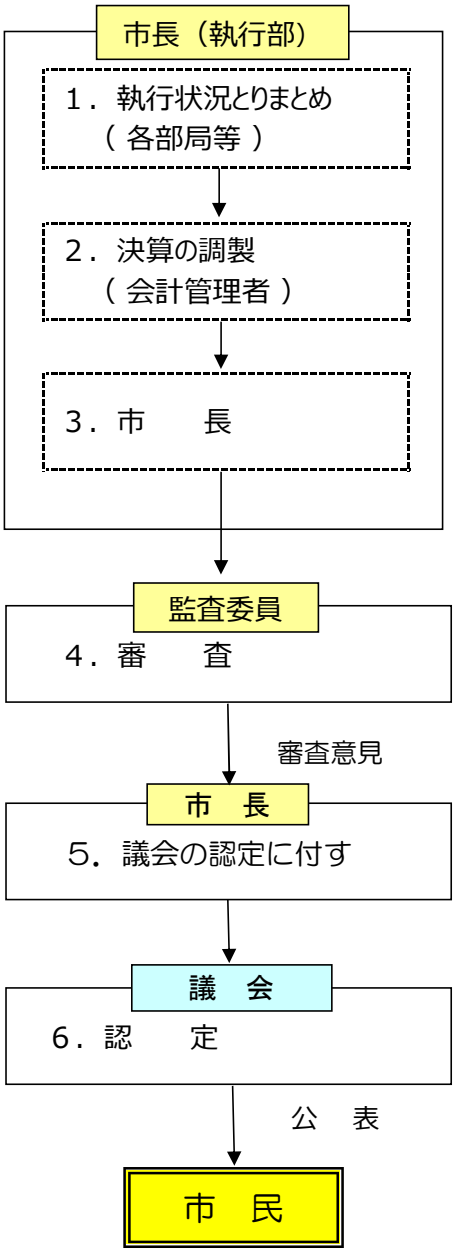

各部局は６月１０日までに歳入歳出予算の執行についての書類を会計管理者へ提出します。

会計管理者は決算を調製し、出納の閉鎖後３ヶ月以内に決算と付属書類を市長に提出します。

市長は決算を監査委員の審査に付します。

監査委員は審査後、意見を市長に提出します。

市長は監査委員の意見を付けて、次の通常予算を審議する会議までに議会の認定に付します。

決算を確認し、その執行の適否を審査し、認定します。（ 決算の確定 ）

決算額を把握し、財政がどのような状況にあるかを分析し、判断するうえで重要な役割を果たしているのが次に説明する 「決算統計」 です。

2　決算統計

決算統計（地方財政状況調査）は地方公共団体の決算についての統計です。 これは予算の執行を通じて行政目的が効率的に達成されたか否かを検討する基礎となるものです。

この調査は、地方自治法第252条の17の5第1項及び第2項の規定に基づき、国からの依頼により地方公共団体が作成し報告することになっています。

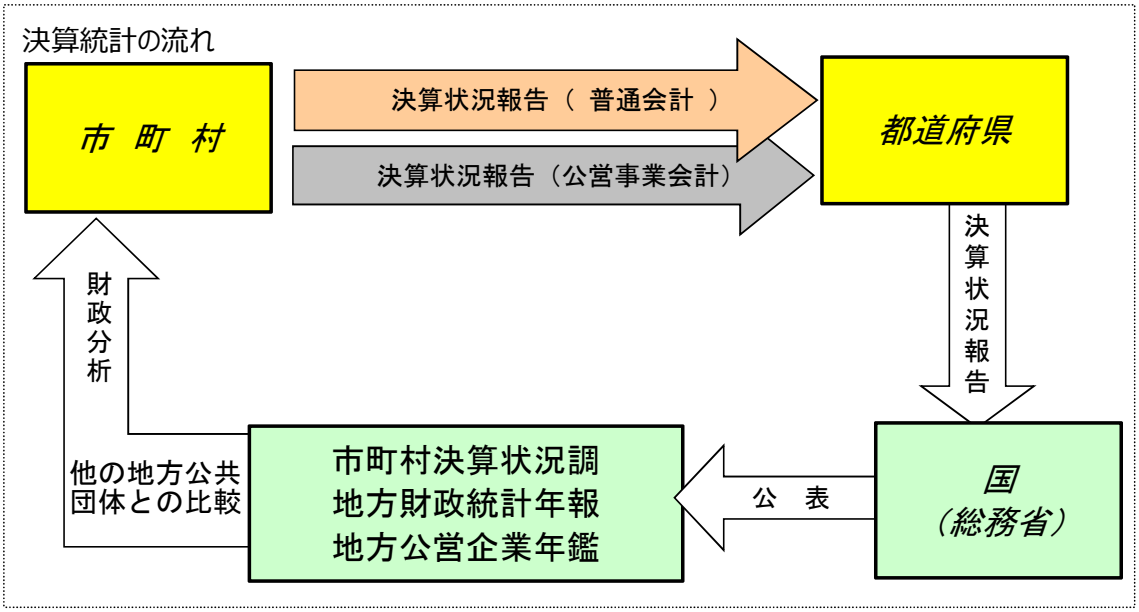

※ 通常「決算統計」という場合は『普通会計』の決算統計を指します。

3　普通会計と公営事業会計

糸満市の決算統計の区分は次のとおりです。

【 普通会計に属するもの 】
- ①一般会計
- ②人材育成事業特別会計
- ③土地区画整理事業特別会計（うち「保留地処分」に係るものを除く）

【 公営事業会計に属するもの 】

特別会計
- ④ 国民健康保険事業特別会計
- ⑤ 介護保険特別会計
- ⑥ 後期高齢者医療特別会計

公営企業会計
- ⑦ 土地区画整理事業特別会計のうち「保留地処分」に係るもの（宅地造成事業）
- ⑧ 糸満ふれあい漁港公園事業特別会計（観光施設事業）
- ⑨ 農業集落排水事業特別会計
- ⑩ 水道事業会計
- ⑪ 下水道事業会計

※ ⑦における「保留地」とは、土地区画整理法で土地区画整理事業の施行費用に充てるため、換地（従来あった土地の代替）せずに留めておく一定の土地のことです。

○ 公営企業会計とは、地方財政法第６条及び同法施行令第４６条で規定されている１３の事業会計のことを指し、さらに、地方公営企業法の適用される会計と非適用の会計で区分されます。

＜ 本市における地方公営企業法適用事業 ・ 法非適用事業 ＞

１.法 適 用　：水道事業･下水道事業

２.法非適用　：宅地造成事業 ・ 観光施設事業 ・ 農業集落排水事業

☆豆知識　＜ 公営企業会計について ＞

公営企業会計は、原則として、そのサービスを利用する方（ 市民 ・ 法人等 ）から受益者負担として支払われる料金によって運営されます。

地方公共団体の一般会計で用いられる会計方式では、施設の維持管理等に要する費用が反映されません。そのため公営企業会計（ 法適用 ）では、将来必要となる施設の維持管理･更新費用などを的確に把握するために施設減価償却等を含めた民間企業に似た会計方式を行い、その費用を含めた適正な料金水準の設定を行うことで、サービスの安定的な供給につなげる目的があります。

＜ 令和３年度決算の状況 ＞

令和３年度普通会計の決算統計に基づいて、糸満市の財政状況を見てみましょう。

１　決算規模

決算収支の状況　　単位：千円

歳入総額 A	歳出総額 B	歳入歳出差引 （A－B） C	翌年度へ繰越す財源 D	実質収支 （C－D）E
32,879,661	31,944,500	935,161	113,791	821,370

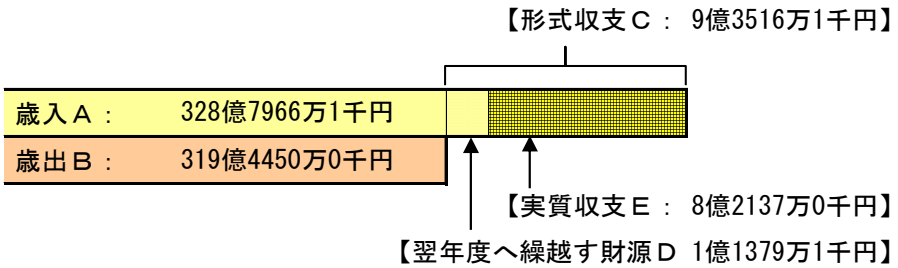

○実質収支とは

形式収支（Ｃ：歳入総額Ａから歳出総額Ｂを差し引いたもの）から翌年度へ繰り越す財源（Ｄ：やむを得ず翌年度へ繰り越す事業に充てるための財源 ）を差し引いたものです。

実質収支は財政運営の状況を判断する一つの基準です。令和３年度は、8億2137万円の黒字でした。

この黒字分（決算剰余金）は１/２を下らない額を『（基金に）積み立て、又は市債の繰上償還の財源に充当すること』が地方財政法第７条で定められています。

令和３年度の実質収支額のうち４億５千万円を財政調整基金へ積み立て、残りを令和４年度への繰越金としました。

次に普通会計の歳入 ・ 歳出の決算を見てみましょう。

2　歳入決算の状況

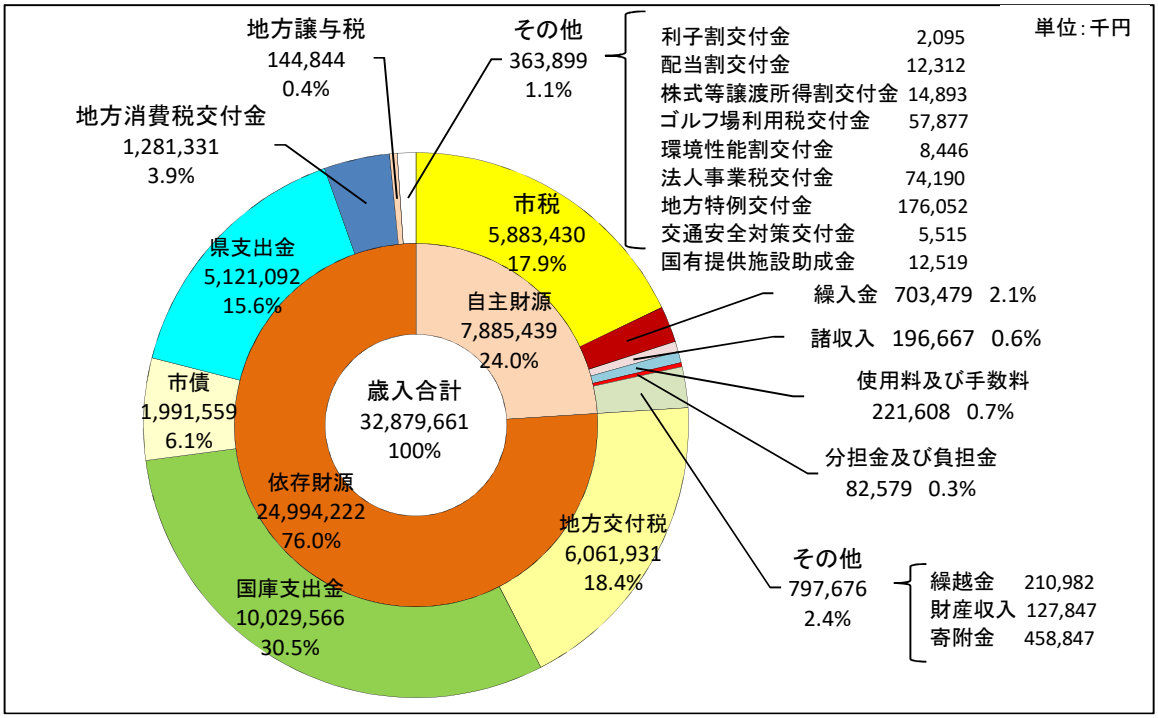

本市の歳入総額に占める自主財源の割合が 24.0%、依存財源の割合が 76.0% となっており、自主財源の割合は令和２年度の21.2% と比べて2.8ポイント高くなっています。

自由に使える財源（ 一般財源 ）は、地方交付税（18.4%）に大きく依存しています。

3　歳出決算の状況

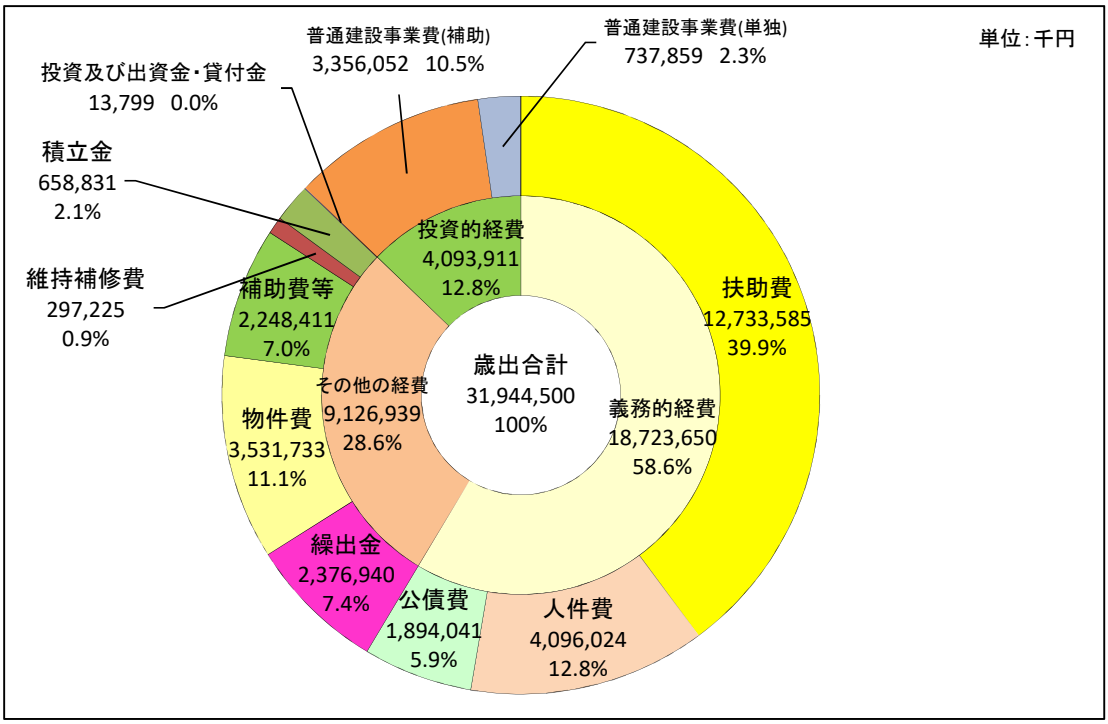

歳出総額に占める義務的経費の割合は 58.6%で令和２年度の46.4% と比べて12.2ポイント高く、20億7674万3千円の増額となっており、依然として財政の硬直化傾向にあります。

4　糸満市の家計

糸満市の令和3年度の財政状況を年収360万円の家計に例えてみました。 置き換えるには難しい部分がありますので、あくまで参考としてご覧ください。

【 令和３年度決算状況 】　　単位：千円

	歳　入	決算額
1	自主財源（税収等）	7,244,665
2	依存財源（交付税・補助金等）	23,002,663
3	市債	1,991,559
4	基金繰入金	640,774
	計	32,879,661

	歳　出	決算額
1	人件費	4,096,024
2	公債費	1,894,041
3	扶助費	12,733,585
4	物件費	3,531,733
5	普通建設事業費	4,093,911
6	繰出金	2,376,940
7	維持補修費	297,225
8	その他の支出(投資及び出資金･貸付金･積立金･補助費等)	2,921,041
	計	31,944,500

【 家計に例えると 】　　単位：円

収　入	年収	月給
給料等	793,220	66,102
親からの仕送り	2,518,566	209,880
借金	218,056	18,171
預金の取り崩し	70,158	5,847
計	3,600,000	300,000

出　費	年間	月間
生活費(食費等)	448,474	37,373
ローン返済金	207,379	17,282
医療費･保育料等	1,394,203	116,184
生活費(光熱水費等)	386,690	32,224
家の増改築等	448,243	37,354
子供への仕送り	260,252	21,688
家や庭の修繕費	32,543	2,712
その他（貯金、自治会費など）	319,825	26,652
計	3,497,609	291,469

本市の月収は30万円でそのうち給与はわずか約6万6千円しかありません。 親からの仕送りが約20万9千円もあり、いかに親頼みの生活かがわかります。 それでも毎月の出費額約29万1千円を賄うため、毎月約1万8千円の借金をし、約5千円の貯金を取り崩していることになります。

5　市債と公債費率等

市　債

事業を推進するために発行される市債(借金) について、その償還金 (返済金) は、公債費と呼ばれ、将来にわたる義務的な負担となります。令和３年度末の市債残高 （借入残高） は190億7640万4千円で前年度より2億1348万8千円増加しています。

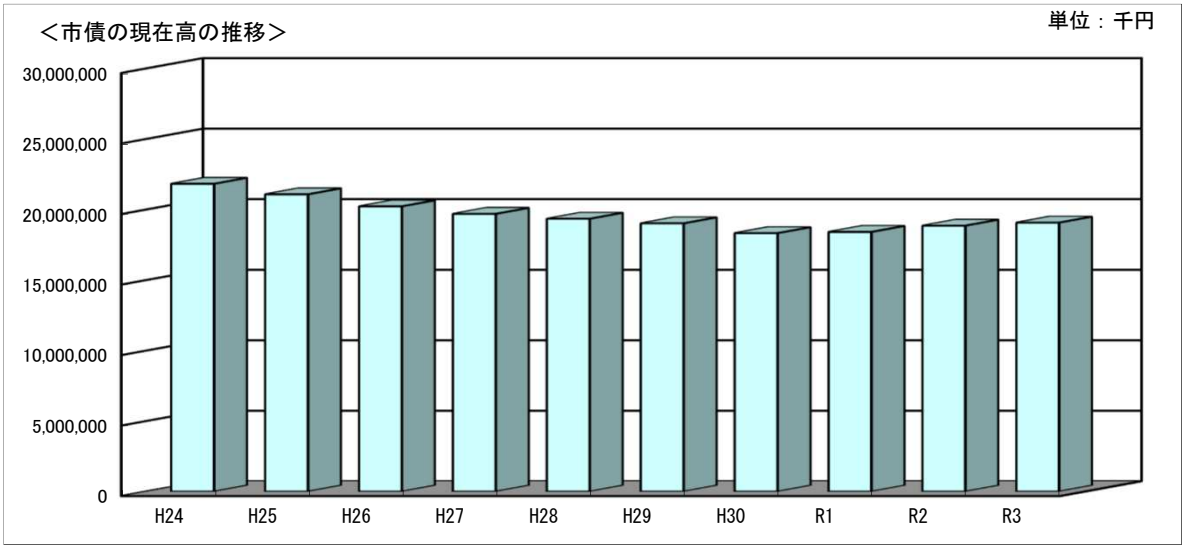

実質公債費率･公債費負担比率

公債費負担比率：　歳入における一般財源の総額のうち、公債費に使われた額がどれくらいあるかを表した指標です。この比率が15%を超えたら警戒ライン、20%を超えると危険ラインとされています。

実質公債費比率：　一般会計等が負担する元利償還金の返済額 （公営事業会計や一部事務組合等含む） が標準財政規模に占める割合を示しており、自治体の実質的な借金返済負担の重さを表す指標です。

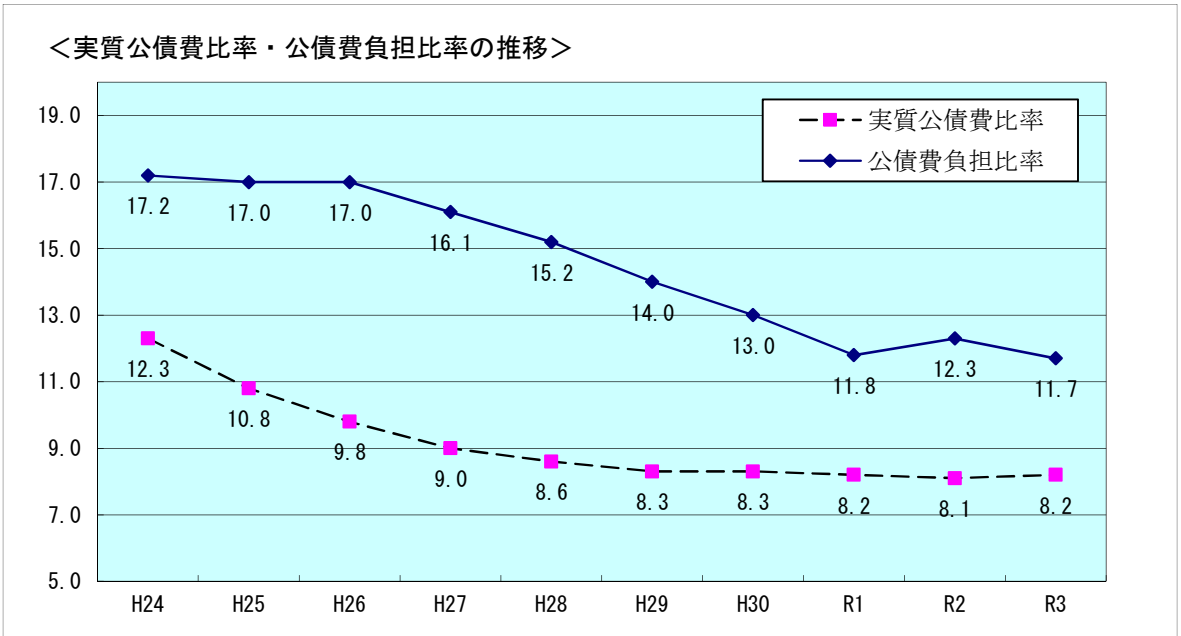

公債費負担比率は平成24年度から横ばいで推移してきましたが、平成26年度から令和元年度にかけ、公債費の減に加えて、一般財源の総額が増えたことによって比率の減少につながっていましたが、令和２年度より地方債残高が増えたことにより比率も増加しています。

６　基金の状況

基金は法令等に基づいて、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設けられる資金又は財産をいいます。本市には、15の積立基金と2の定額運用基金があります。ここでは積立基金の状況を見てみましょう。

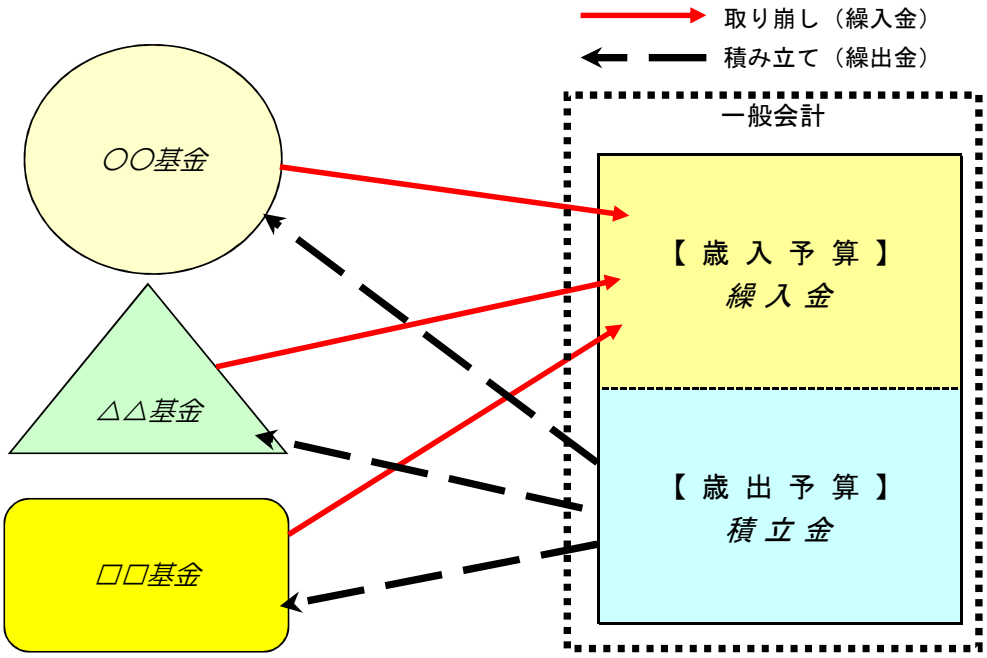

基金の一部を取り崩して一般会計の財源に使用する場合は、歳入予算の　「繰入金」　に計上します。　逆に基金へ積み立てる場合は、歳出予算の　「積立金」　に計上します。

＜ 積立基金の種類と現在高 ＞　　単位：千円

基　金　名	令和４年５月末現在高	目　　的
財政調整基金	2,099,592	財政運営が厳しい時期に取り崩して使用します。
減　債　基　金	505,879	借金返済(公債費)の財源として使用します。
公共施設整備基金	1,182,856	公共施設を整備するための財源として使用します。
福祉振興基金	109,132	果実運用(積み立てた基金の利息等)で福祉振興のための事業を行うための財源として使用します。
人材育成基金	394,784	人材育成事業を行うための財源として使用します。
その他の基金	1,037,022	事業の目的により10の基金があります。
合　　計	5,329,265	

令和3年5月末の現在高合計は48億6120万8千円で、令和4年5月末現在高合計は53億2926万5千円となっており、4億6805万7千円増額していますが、これは財政調整基金、減債基金及びふるさと応援基金等への積み立てを行ったためです。

＜ 主な基金（財政調整基金・減債基金・公共施設整備基金）の推移 ＞

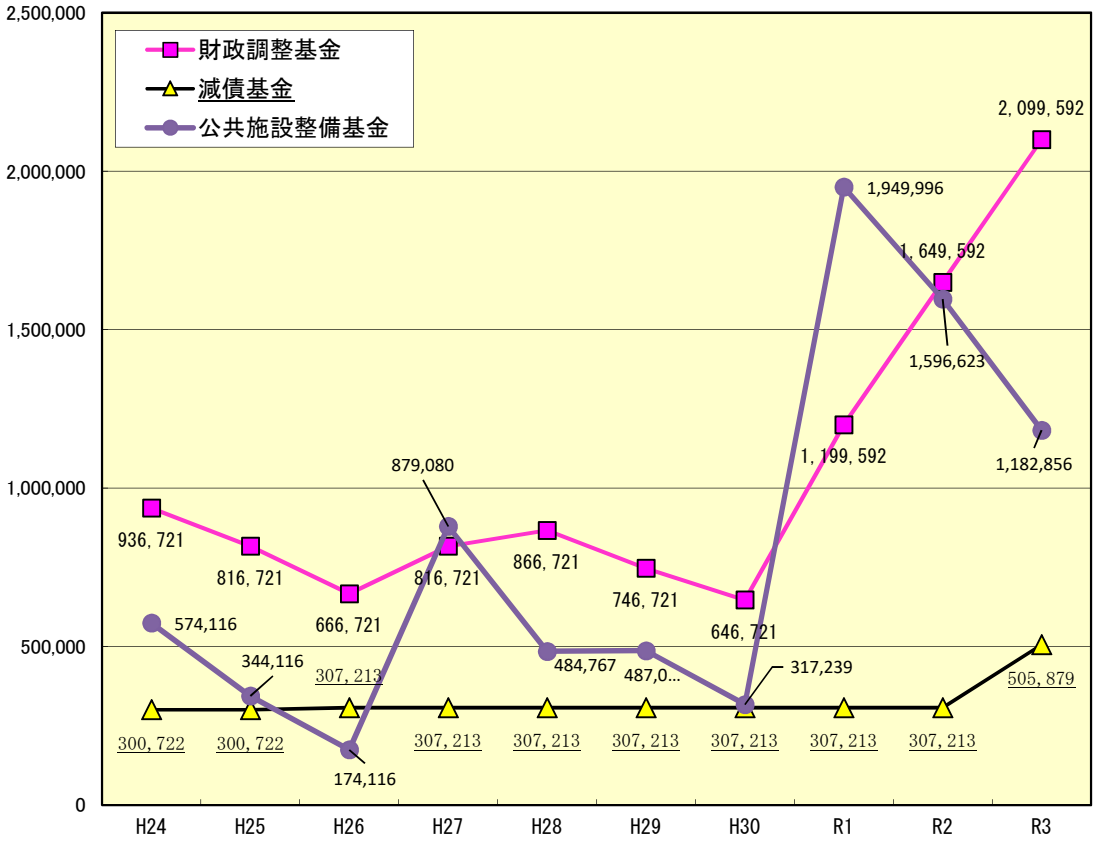

※ 令和元年度に公共施設整備基金が大きく増加したのは、糸満市土地開発公社からの寄附金を積み立てたことが主な要因です。

＜糸満市の基金の種類＞

積立基金	
1　財政調整基金	9　琉球銀行人材育成基金
2　減債基金	10　大城長成人材育成基金
3　公共施設整備基金	11　ふるさと農村活性化基金
4　福祉振興基金	12　市民会館建設基金
5　人材育成基金	13　職員退職手当特別負担金引当基金
6　清掃施設等建設基金	14　ふるさと応援基金
7　岩崎奨学資金基金	15　糸満市森林環境譲与税基金
8　高倉人材育成基金	

定額運用基金	
1　土地開発基金	2　緊急援護貸付資金基金

7　経常収支比率

経常収支比率とは「歳入のうち経常的な一般財源が、歳出の経常的経費の一般財源にどれだけ使われているか」の割合であり、財政構造の弾力性を表しているため財政を分析するうえで重要な指数です。

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{一般財源で賄われる経常経費　B}}{\text{経常一般財源総額　A}} \times 100$$

（→Aに対するBの割合）

経常的経費　：　毎年度決まって支出するお金（人件費、借金返済等）のことで、経常的に収入のある財源で賄われることが必要です。

経常一般財源：　使途が特定されずに毎年度決まって収入のあるお金　（市税、地方税等）　のことです。歳入総額に占める割合が大きいほど収入の安定性と財政運営の自主性が確保されると言えます。

※ 経常収支比率は都市で概ね75%程度が標準とされています。

図で見てみましょう。この図では経常収支比率が100%以下の場合を表しています。

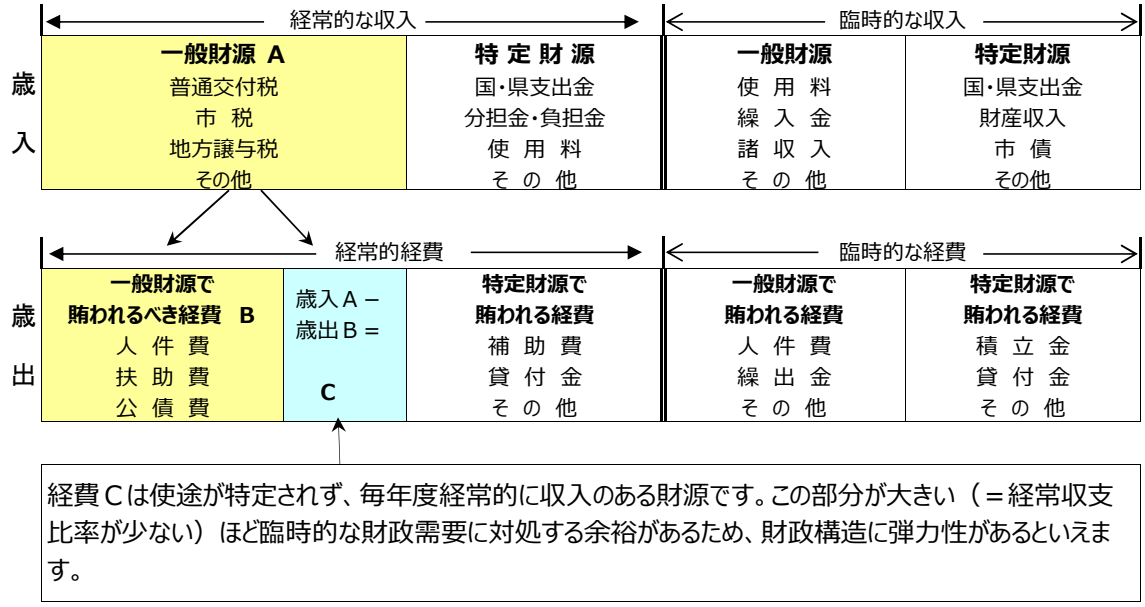

経費Ｃは使途が特定されず、毎年度経常的に収入のある財源です。この部分が大きい（＝経常収支比率が少ない）ほど臨時的な財政需要に対処する余裕があるため、財政構造に弾力性があるといえます。

令和３年度の経常収支比率はどうなっているでしょうか。

単位：千円

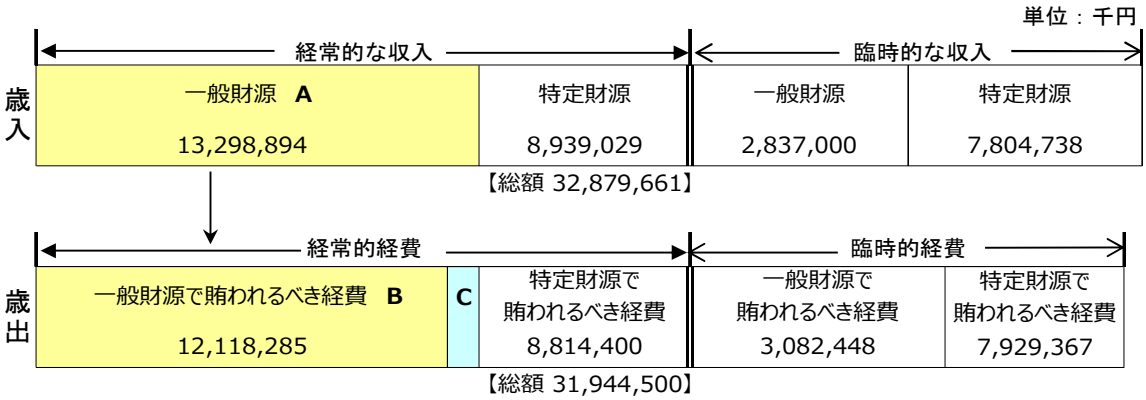

経常収支比率：Ｂ÷Ａ×100＝ **86.4%**

（※経常一般財源等に臨時財政対策債等725059千円を加算）

令和３年度の経常収支比率は 86.4% で、令和２年度の 90.7% より 4.3 ポイント減となりました。 主な要因としては、地方消費税交付金が約1億千5百万円、地方特例交付金が約1億3千百万円、地方交付税が約8億8百万円増加したことにより、経常的な収入における「一般財源　A」が約9億千3百万円（前年度比7.4%）増加したことが挙げられます。しかし、経常的経費「一般財源で賄われるべき経費　B」における扶助費は毎年伸び続けているため、財政状況は引き続き硬直化の傾向にあります。 そのため、緊急時の支出に対応する必要な財源 （ 財政調整基金等 ） が不足する状況も予測されるため、今後も収入の確保及び支出の抑制を行う必要があります。

＜ 経常収支比率の推移 ＞
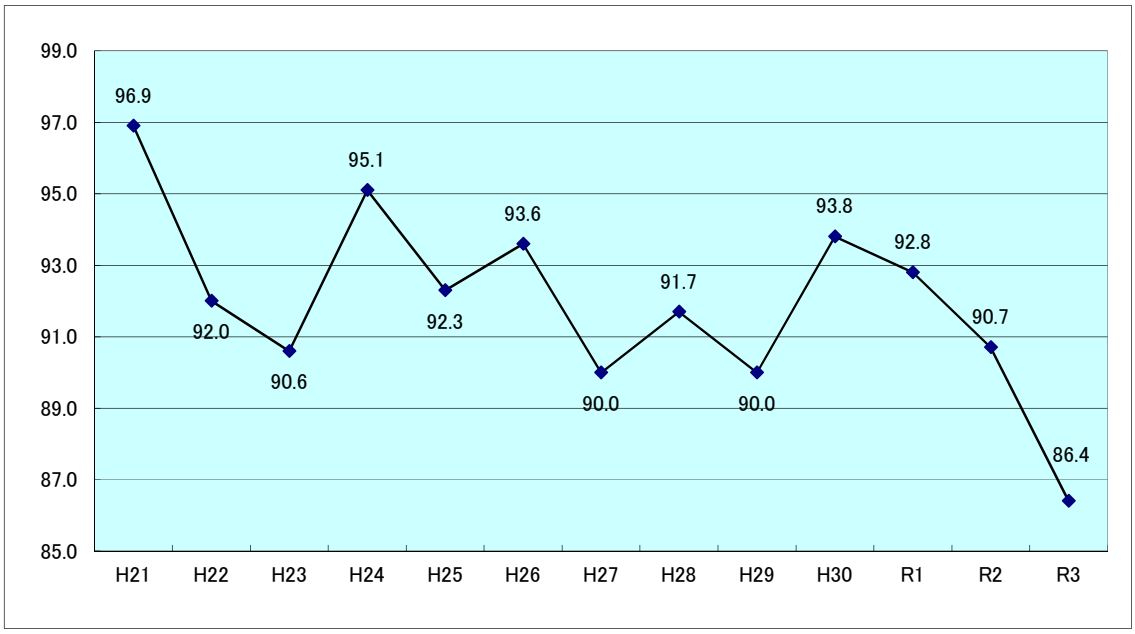
単位：%